

SPSIにおける青少年保護規定について

令和 7 年 4 月 7 日
事 務 局

- 青少年によるスマートフォン等を通じたSNS利用が進む中、青少年が関係する誹謗、中傷やいじめなどのトラブルのみならず、青少年が犯罪に巻き込まれたり加担してしまう事態が生じている。
- 近年、ネット上の偽・誤情報の流通・拡散、AIの技術進歩に伴うAI生成コンテンツの流通拡大など、青少年をはじめとする利用者を取り巻く環境にも変化が起きている。これに対しては、ルール・制度的対応とともに、技術的対応やリテラシー向上などの総合的な対策の検討が必要となっている。

ネット上の誹謗中傷や、ネット上でのいじめ

- ・ 小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別の認知件数について、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」は**全体で24,678件**で、平成27年以降、**増加傾向**にある。

H29：12,632件、H30：16,334件、R1：17,924件、R2：18,870件、R3：21,900件、R4:23,920件

【出典】文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

SNS等を通じた犯罪等への被害や関与

特殊詐欺をはじめとする犯罪やトラブルにおいて、SNSを通じた募集や応募、個人情報の提供、重課金などの事案も生じている。

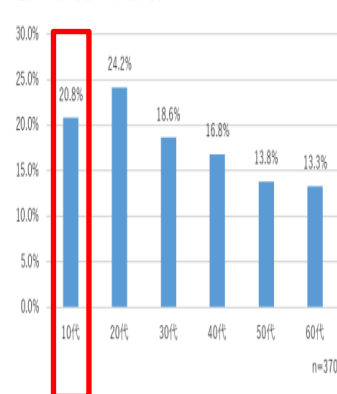
特殊詐欺の受け子等になった経緯については、**10歳代においては、令和6年1月から10月末までに検挙した被疑者341名のうち92名(27.0%)がSNSから応募したと供述。**

【出典】「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第3回）資料3-2 警察庁発表資料をもとに事務局作成

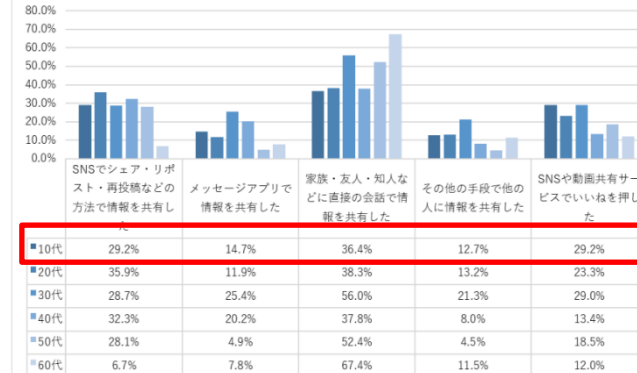
偽・誤情報の流通・拡散

- ・ 偽・誤情報を見聞きした後で拡散した人の割合は、**若年層がほかの年代に比べて拡散している傾向**にある。
- ・ 10代における偽・誤情報の拡散方法としては、偽・誤情報の拡散方法は、「SNSでシェア・リポスト・再投稿などの方法で情報を共有した」(29.2%)、「SNSや動画共有サービスでいいねを押した」(29.2%)であり、**半数以上がSNSや動画共有サイトを介したものとなっている。**

見聞きした後で拡散した人の割合 (%)



見聞きした後にとった拡散手段 (%)



図表3.12 偽・誤情報の拡散手段（年代別）

【出典】国際大学グローバル・コミュニケーション・センター「偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査研究」（2024年4月）を基に事務局作成

目的・検討の経緯

- SPSIは、関係法令等の遵守、利用者が利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て適切に判断し行動することへの支援を通じ、利用者がスマートフォン及びそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を整備することを目的としている。また、スマートフォンに関する新技術やサービスの進展、利用者の利用形態の変化等を踏まえ、今後新たな課題が生ずることも考えられることから、必要に応じて見直しを図ることが想定されている。
- 近年、青少年（18歳未満）によるスマホ等の利用によるインターネット利用率が9割以上となるなど、スマートフォンの青少年への普及が進み、利用の長時間化や低年齢化も顕著である。また、SNS等でプライバシーに係る情報の流出等を契機として青少年が被害に遭う事例も多く見られる。このため、青少年のスマートフォンの安全・安心な利用に関して、青少年が利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て適切に判断し行動することができるようにする支援について、発達段階に対応した配慮を要することから、SPSIにおける青少年保護の検討の必要性が高まっている。
- 昨年11月のICTサービスの利用環境の整備に関する研究会において、上記の状況やSPSIの改訂に関するパブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、青少年保護を含む事項について検討を深めることとなった。

考え方の方向性（案）

青少年の利用者情報やプライバシーの保護を通じて、青少年によるスマートフォンアプリ及び関連サービスの安全・安心な利用を図るため、それに資する機能や仕組みの適切な提供を含む環境整備に関し、各事業者が取り組むことが望ましい事項等を検討する。

構成員限り

案文

- アプリケーション提供者は、自ら提供するソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成コンテンツなど青少年と他の利用者の交流などが発生するアプリケーションにおいて、例えば、青少年のプライバシーを含む情報など、青少年保護の観点から不適切と考えられるコンテンツに対して、報告する機能を備えるなど迅速に対応できる体制、ユーザーが不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能などを備えることが望ましい。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて、青少年保護の観点から利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断が必要になる場合に、保護者の関与に関する仕組みや機能を備えることが望ましい。

考え方

- ソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成コンテンツなど青少年と他の利用者の交流などが発生する個別のアプリケーションにおいては、青少年のプライバシーを含む情報などのコンテンツに対してアプリケーション側で適切な対応が行われない場合や、不適切な言動を行う他のユーザーとの接触が避けられない場合に、成人との比較で相対的に脆弱な青少年が有害なコンテンツに触れるリスクやネット上でのトラブルに巻き込まれるリスクが高いこと、そうしたリスクを通じて青少年の健全な成長を著しく阻害するおそれがあることから、これらのリスクを低減させる観点からの技術的な手段や体制が個別のアプリケーションにおいて適切に確保されることが期待される。
- 個別のアプリケーションにおいては、青少年自身の判断だけでは、意図せず利用者情報を提供するリスクや、課金額を適切に管理できず過度な課金を行うリスクがあることなどから、利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断に関して保護者の関与を必要とする仕組みや技術的な手段が適切に確保されることが期待される。オペレーティングシステム（OS）の機能の一環として提供されるペアレンタルコントロール機能は、OSによって実装状況が異なり、また保護者が適切に設定を行わない場合に効果が限定される可能性がある。このため、青少年による利用者情報の流出や過度な課金リスクの低減等を図る観点から、個別のアプリケーションにも同様の仕組みや機能が適切に確保されることが期待される。

案文

- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストアに掲載する個別のアプリケーションに関して審査を行うことが望ましい。その場合は、年齢制限設定（レーティング）に関する基準（※）を設定し、適切な年齢制限設定が行われるよう確認することが望ましい。
 - （※）例えば、IARC（国際年齢評価連合）等の国際的なレーティング基準や各国で広く一般に使用されている基準を採用することなどが考えられる。
 - （※）アプリストアの利用に関する年齢制限を設けている場合は、年齢制限設定（レーティング）を行うことを要しない場合がある。
 - （※）年齢制限の設定が適切に機能するためには、関係事業者等により年齢等の発達段階が適切に把握されることが重要である。今後の技術的手段の発達や市場の状況を踏まえ、検討を行う。
- アプリストア運営事業者は、アプリストアへのアプリケーションの登録審査について、その基準を作成し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが望ましい。
- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストア内に青少年向けアプリケーションを集めた専用の分類を設けることが望ましい。

考え方

- アプリストア運営事業者による個別のアプリケーションの審査において、国際的な基準に基づいたレーティング基準とOS事業者個社が有するレーティング基準のどちらを適用するかはアプリストア運営者自身が判断するものとするのが適当である。
- その審査に当たっては、基準等の設定・公表等により透明性及び公平性が確保されることで、アプリケーション提供者は適切な基準に基づいた開発を円滑に行うことが可能となるとともに、アプリストア運営事業者が審査不適合時の理由を迅速かつ適切にフィードバックすることにより速やかなアプリケーションの提供が可能となる。
- アプリストアにおいては、青少年が年齢に適したアプリケーションを容易に見つけることができるとともに、不適切なアプリケーションを誤って選択するリスクを防ぐため、アプリケーションの年齢制限設定（レーティング）等に基づき、アプリストア内の分類を行うことが望ましい。

案文

- OS提供事業者は、アプリストア運営事業者において、前節において取り組むことが望ましいとされている事項が実施されているか必要な確認を行うとともに、適切な措置を講ずることが望ましい。
- OS提供事業者は、上記の措置に関して、アプリストア運営事業者に対して適切な説明及び情報提供を迅速に行うことが望ましい。
- OS提供事業者は、個別のアプリケーションに関して審査を行う場合には、その基準を設定し、あらかじめ公表するとともに、アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行うことが望ましい。
- OS提供事業者は、アプリストアにおける個別のアプリケーションのダウンロード及び起動の可否、アプリストアの利用制限並びに、アプリストア及び外部ウェブサイトにおける利用者情報の提供及び課金に対する制限等を行うペアレンタルコントロール機能（注）を実施するために必要な役務を提供することが望ましい。

（※）なお、OS提供事業者は、アプリストアから提供される個別のアプリケーションに対して、設定されたレーティングにあわせてペアレンタルコントロール機能が作動する環境を提供するとともに、関係事業者等が協力してこの環境を用いてペアレンタルコントロール機能を実施することが望ましい。

注：ペアレンタルコントロール機能とは、保護者が青少年のアプリケーションの利用を適切に管理するための技術的手段をいう。

考え方

- アプリストアにおける個別のアプリケーションの審査が不十分な場合、青少年保護の観点から不適切なアプリケーションを青少年が入手する可能性がある。他方、多様なアプリケーションの制作・流通の確保による利用者の利便性の向上とイノベーションの創出の観点からは、各アプリストアにおける審査の独自性の確保が重要であることから、OS提供事業者によるアプリストアに対する審査は、青少年保護の観点から必要な範囲に留めることが望ましい。
- OS提供事業者が措置を講ずるに当たっては、アプリストア運営事業者に対して適切な説明及び情報提供を迅速に行うことにより、透明性や公平性が確保されることが望ましい。
- OS提供事業者による個別のアプリケーションへの審査が行われる場合には、基準等の設定・公表等により透明性及び公平性が確保されることで、アプリケーション提供者は適切な基準に基づいた開発を円滑に行うことが可能となるとともに、OS提供事業者が審査不適合時の理由を迅速かつ適切に通知することにより速やかなアプリケーションの提供が可能となる。
- 青少年がアプリストアで個別アプリケーションを入手する場合、青少年自身の判断だけでは意図せず利用者情報を提供するリスクや、課金額を適切に管理できず過度な課金を行うリスクがあることなどから、利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断に関して保護者の関与を必要とする仕組みや技術的な手段が適切に確保されることが期待される。このため、OSの機能の一環として提供されるペアレンタルコントロール機能がアプリストアにも適用されることが期待される。

【参考】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)

(H21年4月1日施行/H30年2月1日改正法施行)

基本理念 (第3条)

青少年の適切なインターネット活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導（国等は支援）

基本計画の策定 (第8条)

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する。

携帯電話事業者等の義務 (第13条～第16条)

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満の者）かどうかを確認（第13条）

フィルタリング説明義務

①インターネットの利用により青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
②フィルタリングの必要性和内容を青少年（契約締結者が保護者の場合は当該保護者）に対して説明（第14条）

フィルタリングサービス提供義務

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリングサービスの利用を条件に通信サービスを提供（第15条）

フィルタリング有効化措置義務

通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない場合を除き、販売時にフィルタリングを有効化（第16条）

特定サーバー管理者※の努力義務 (第21条)

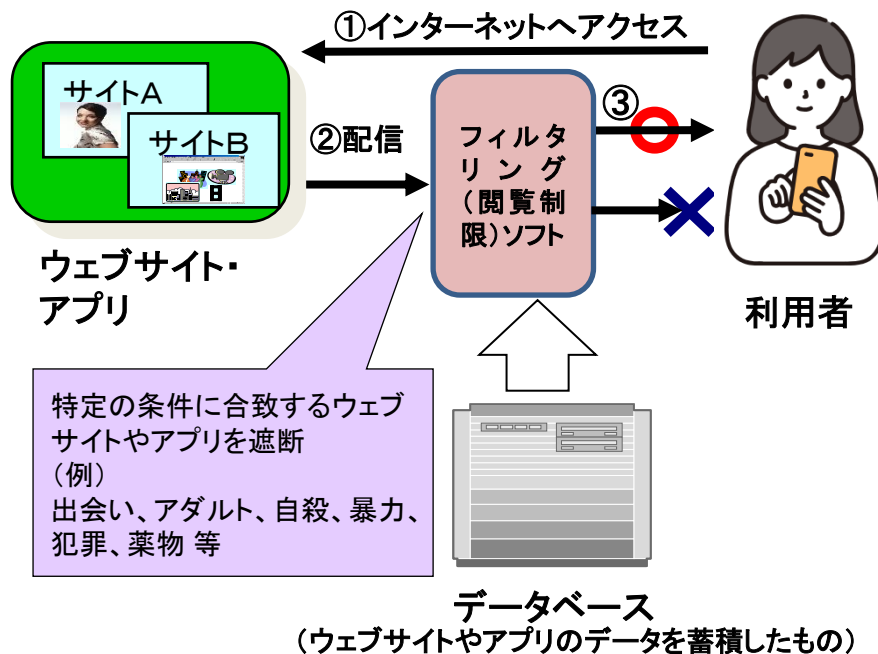
特定サーバー管理者は、①青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき、②自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときには、青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置をとるよう努める

※「特定サーバー管理者」とは、電子掲示板やSNSを含むインターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者

※なお、青少年インターネット環境整備法においてはアプリケーション提供者、アプリストア運営事業者を対象とした規定はない。

- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。
- また、OS事業者においても、Webサイトへのアクセスの制限、アプリのインストールや利用の制限、利用時間の管理等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。

携帯事業者が提供するフィルタリング



OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能

■Webサイトへのアクセス制限

- ・アダルトコンテンツと判定されたWebサイトへのアクセスの制限
- ・指定したWebサイトのみへのアクセスの許可を可能とする。



■アプリの使用制限

- ・成長度合(年齢)に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

(例)

レート	内容
4+	不適切なコンテンツは含まれない
9+	9歳未満の子どもに不適切
12+	12歳未満の子どもに不適切
17+	17歳未満の子どもに不適切



(参考) アプリケーションの年齢制限 (レーティング) ※前回WG資料21-2より再掲

スマートフォンアプリに関する年齢制限(レーティング基準)は、Appleが独自に策定した基準と、デジタルコンテンツやゲームなどにおける基準を定める国際年齢評価連合(IARC)が策定した基準に準拠するGoogle Playの基準が存在する。

App Store (Apple) のレーティング基準

4+	この年齢制限指定の App は好ましくない内容を一切含みません。
9+	この年齢制限指定の App には以下のコンテンツが含まれることがあり、9 歳未満の子どもには不適切な場合があります。 ・アニメまたはファンタジーバイオレンスが、まれ、または軽度に含まれる ・冒とく的または下品なユーモアが、まれ、または軽度に含まれる ・成人向けコンテンツ、露骨な表現のコンテンツ、ホラーや恐怖を題材にしたコンテンツが、まれ、または軽度に含まれる
12+	この年齢制限指定の App には以下のコンテンツが含まれることがあり、12 歳未満の子どもには不適切な場合があります。 ・医学や治療を取り上げたコンテンツが、まれ、または軽度に含まれる ・アルコール、タバコ、ドラッグの使用に対する言及が、まれ、または軽度に含まれる ・性的内容およびヌードが、まれ、または軽度に含まれる ・コンテストが頻繁、または極度に行われる ・冒とく的または下品なユーモアが、頻繁、または極度に含まれる ・ホラーや恐怖を題材にしたコンテンツが、頻繁、または極度に含まれる ・アニメまたはファンタジーバイオレンスが、頻繁、または極度に含まれる ・リアルな暴力的表現が、まれ、または軽度に含まれる ・まれ、または軽度の疑似ギャンブル
17+	この年齢制限指定の App には以下のコンテンツが含まれることがあり、17 歳未満の子どもには不適切な場合があります。 ・無制限の Web アクセス (組み込みブラウザなど) ・ギャンブル ・頻繁、または極度の疑似ギャンブル ・成人向けコンテンツや露骨な表現のコンテンツが、頻繁、または極度に含まれる ・医療または治療を取り扱ったコンテンツが、頻繁、または極度に含まれる ・アルコール、タバコ、ドラッグの使用に対する言及が、頻繁、または極度に含まれる ・性的内容およびヌードが、頻繁、または極度に含まれる ・リアルな暴力的表現が、頻繁、または極度に含まれる

IARCに準拠したGoogle Playのレーティング基準

3 歳以上	すべての年齢層に適しています。コミカルな場面や空想的な内容での暴力は一部認められていますが、不適切な言葉遣いは許可されていません。
7 歳以上	子どもに恐怖感を与えるシーンや音声が含まれている可能性があります。軽度の暴力(暗示的または非現実的なもの)が許可されています。
12 歳以上	空想上のキャラクターに関係する暴力、人間の外観をしたキャラクターや動物に関係する写実的ではない暴力、写実的ではないヌード、軽度の不適切な言葉遣い、疑似ギャンブルは許可されていますが、性的な罵り言葉は許可されていません。
16 歳以上	写実性の高い暴力、性行為、乱暴な言葉遣い、タバコや薬物の使用、犯罪活動の描写が許可されています。
18 歳以上	動機のない暴力や無防備なキャラクターに対する暴力の写実性の高い描写や、性的暴力が許可されています。また、写実性の高い性的なコンテンツ、差別行為、違法薬物の使用を美化する場面が含まれていることもあります。